

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第7条の規定に基づき、「県プール整備運営事業」を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、特定事業の選定に係る客観的評価の結果を次のとおり公表する。

令和2年9月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

県プール整備運営事業

特定事業の選定

令和2年9月

宮 崎 県

目 次

1	主旨	1
2	評価の内容	1
	(1) 評価の方法	1
	(2) 定量的な評価	1
	(3) 定性的な評価	2
	(4) 総合的な評価	3

1 主旨

宮崎県(以下「県」という。)は、令和2年3月 17 日に公表した「県プール整備運営事業実施方針(以下「実施方針」という。)」において定めた本施設の整備運営事業(以下「本事業」という。)をPFI法第7条に基づき特定事業(以下「特定事業」という。)として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り実施方針の定めに従う。

2 評価の内容

(1) 評価の方法

① 選定の基準

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた県の財政負担額の軽減を期待できること、又は、県の財政負担額が同一の水準にある場合においてサービス水準の向上が期待できることを選定の条件とした。

② 定量的な評価

県の財政負担見込額の算定にあたっては、民間事業者からの税収等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することで評価を行った。

③ 定性的な評価

上記の財政負担額の算定に加えて、本事業をPFI方式として実施する場合の定性的な評価を行った。

(2) 定量的な評価

① 定量的評価の前提条件

本事業において、県が自ら実施する場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額との比較を行うにあたり、その前提条件を次のとおり設定した。

なお、これらの前提条件は、VFMを算定する上で、県が独自に設定したものであり、入札における実際の入札参加者の提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

項目	県が自ら実施する場合の費用の項目	PFI方式により実施する場合の費用の項目	算出根拠
設計・建設段階の費用	設計費、工事監理費、建設費、備品購入費		○ 県が自ら実施する場合 ・類似施設の実績等より設定
開業準備段階の費用	開業準備業務費		○ PFIにより実施する場合 ・県が自ら実施する場合に比べ一定割合の縮減効果等が実現するものとして設定
運営・維持管理段階の費用	運営費、維持管理費、光熱水費、修繕・更新費等		
利用者からの収入	利用料金収入		・同規模類似施設等の実績を踏まえ設定
資金調達方法	起債、一般財源	【PFI事業者】 県からのサービス購入費、自己資本、銀行借入 【県】 起債、一般財源	○ 県が自ら実施する場合 【起債の条件】 ・起債対象経費の75% ・償還期間:20年 ・償還方法:元利均等方式 ・利率:起債利率の近年動向を踏まえて設定

			○ PFIにより実施する場合 【起債の条件】 ・県が自ら実施する場合と同様 【資金調達の条件】 ・設計、建設、工事監理費用の内 25% を PFI 事業者が自己資金と銀行借入で資金調達をするものとして設定 ・利率: 市中銀行からのプロジェクトファイナンスを想定し設定
その他費用	起債利息	起債利息、銀行借入利息、公租公課、SPC 関連費、アドバイザー費	○ PFIにより実施する場合 ・銀行借入利息、SPC 設立に伴う費用、経費、税・配当等及びPFI方式実施に係るアドバイザー費用等を計上
共通条件	割引率:0.69%(国債金利(10年)の過去19年平均を採用)		

② 算出方法及び評価結果

上記の前提条件を基に、県が自ら実施した場合の県の財政負担額とPFI方式により実施する場合の県の財政負担額を事業期間中にわたって年度別に算出し、現在価値換算額で比較すると以下の表のとおりとなる。

PFI方式より実施する場合、県が自ら実施した場合と比較して、3.92%の財政負担額の軽減が見込まれる。

項目	値
① 県が自ら実施する場合の財政支出額 (現在価値ベース)	16,571百万円
② PFI方式により実施する場合の財政支出額 (現在価値ベース)	15,922百万円
③ VFM(金額)	649百万円
④ VFM(割合)	3.92%

(3) 定性的な評価

本事業をPFI事業として実施することにより、定量的な効果である県の財政負担額の軽減に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

① 効果的・効率的な施設整備、維持管理・運営の実施

PFI方式では、設計、建設、運営、維持管理の各業務を一括して PFI 事業者任せのため、各業務を個別に発注する場合と比較して実際の運営、維持管理を視野にいれた施設整備が可能となり、事業期間を通じた効率的かつ効果的な運営、維持管理が期待できる。

② 財政支出の平準化

民間資金を活用することで、県は事業期間終了までの間に初期整備費を含めた事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

③ リスク分担の明確化とリスク管理の最適化

発生するリスクをあらかじめ想定し、その責任分担を県及び PFI 事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、事業目的の効率的な遂行や安定した事業の実施が期待できる。

④ 利用者へのサービス向上

本施設は、県内初の通年型屋内 50m公認プールと 25mプールを備えた施設であり、年間を通じて一般県民からアスリートまで幅広い利用が見込まれることから、運営・維持管理において民間事業者が有する専門的知識やノウハウを活用することで、各利用者ニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が可能となり、県民の生涯スポーツ振興や健康づくり、また、県内外のアスリート育成の拠点としてスポーツランドみやぎの魅力向上に寄与する施設としての活用が期待できる。

⑤ 自由提案事業及び民間収益事業の実施による相乗効果

県が要求するサービス水準のほか、スポーツ教室の実施や各種イベントの開催等の自由提案事業の実施及び民間収益施設の設置による相乗効果により、本施設のより一層の利用促進が図られるとともに、利用者の利便性の向上やまちづくりの促進、にぎわいの創出に寄与することが期待できる

(4) 総合的評価

本事業は、PFI方式によって実施することにより、県が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において 3.92%の県の財政負担額の軽減が見込むことができ、効率的な施設整備、維持管理・運営の実施等の定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、PFI法第7条に基づく特定事業として選定する。